PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し (平成 28 年度)

平成 28 年 5 月 11 日

東大阪市長 野田義和

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、PFI 事業に係る実施方針の 策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
東大阪市新旭町庁舎整	整備:平成29年度から平	新旭町庁舎の施設整備及	東大阪市旭町	平成28年8月(予定)	管財室
備事業	成 31 年度まで	び維持管理業務、民間施設		東大阪市ウェブサイトに	電話 06-4309-3125(直通)
	維持管理:平成31年度か	誘致		て公表	
	ら平成 46 年度まで				
	(予定)				